



駅自転車駐輪場が無料になります ぜひご利用ください

4月から「中山町自転車等の放置の防止及び自転車等駐輪場の設置等に関する条例」が施行されます。

条例のポイント

- 4月からJR羽前長崎駅・羽前金沢駅の駐輪場の利用者登録がなくなり、使用料も無料になります。
- 公共の場所に放置されている自転車等には警告書を貼り付け、貼り付けた後も7日間放置されている場合は町で撤去・保管します。その後、6ヶ月を経過しても連絡が無い場合は町が売却や廃棄処分をします。

1 自転車等の放置防止

- **自転車等の定義**
自転車等とは、自転車及び原動機付自転車を含みます。
- **自転車等の利用者等の責務**
自転車等の利用者及び所有者（以下「利用者等」と言います）は、利用（所有）する自転車等を放置しないように努めるとともに、自転車については防犯登録を受けるよう努めなければなりません。
- **自転車小売業者の責務**
自転車小売業者は自転車の販売に当たり、自転車の購入者に対して、防犯登録の勧奨に努めなければなりません。

2 自転車等駐輪場の設置等

- **自転車等駐輪場（以下「駐輪場」といいます）の名称**



● 使用の範囲

駐輪場に駐車できるのは、自転車及び原動機付自転車です。

● 使用時間

午前0時から午後12時まで

● 使用料 無料

● 駐輪場使用者の責務

駐輪場の使用者は自転車等を整然と駐車させるとともに、施錠など盗難防止措置をしなければなりません。



公共の場所における自転車等の 放置防止措置の流れ

○道路、公園、駅前広場等の公共の場所における放置自転車等に対する指導
(警告書を放置自転車に取り付けます)

【7日間そのまま放置】

○放置自転車等の撤去・保管
○保管した自転車等の告示、所有者等への通知

【6ヶ月間引き取らない】

○保管した自転車等の売却・廃棄等の処分

警告書を取り付けてから引き続き7日間放置されているときは、その放置自転車等を町で撤去・保管します。その際、町ではその旨を告示するとともに、撤去・保管した自転車等の利用者等が判明した場合は、その利用者等に対して返還の通知をします。
放置自転車等の撤去・保管の告示から6ヶ月を経過しても利用者等が引き取らない自転車等については、町が売却又は廃棄処分をします。
これら放置自転車等に対する措置の流れを簡単に図示すると次のようになります。

警告書

この私は、
 { 公共の場所の生活環境を阻害しないよう }
 { 駐輪場を快適にご利用いただけるよう }
 自転車等が
 長期間にわたって使用されずに駐車されていないか確認するために取り付けたものです。
 自転車等を使用される場合は、必ずこの警告書を取り外してください。
 平成24年〇〇月〇〇日を過ぎてもこの警告書が付いている自転車等は、中山町自転車等の放置の防止及び自転車等駐輪場の設置等に関する条例に基づき撤去します。

警告日 平成24年〇〇月〇〇日

中山町長 ㊟

● 放置自転車等に対する措置

町は道路、公園、駅前広場などの公共の場所において、自転車等の放置により良好な生活環境が阻害されると認めるときは、その自転車等の利用者等に対して放置しないよう指導します。指導は放置されている自転車等に次の「警告書」を取り付けることにより行います。

● 禁止行為

- ① 長期間にわたって自転車等を放置すること。
 - ② 他の自転車等の駐車を妨げること。
 - ③ 駐輪場の施設及び駐車中の自転車等を損傷し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
 - ④ 火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他廃棄物を捨てること。
 - ⑤ 町長の許可なく広告、宣伝その他の営利行為をすること。
 - ⑥ その他駐輪場の管理に支障があると認められる行為をすること。
- **放置自転車等に対する措置**
『1 自転車等の放置防止』で説明しました。放置自転車等に対する措置」と同様の手続きにより、「指導」「撤去・保管」「廃棄処分等」を行います。

駅の自転車等駐輪場は4月から無料となり、利用者の登録も不要です。したがって、駐車位置も個人ごとには指定しません。

しかし、駐輪場には駐車位置の目印として、これまで通り番号を表示しますので、できるだけ多くの方が利用できるように、その番号の前に整然と駐車してください。
多くの人が利用する駐輪場ですので、各自が決まりを守って、気持ちよく利用しましょう。